平成２５年（フ）第２４０５号
東京都世田谷区松原４丁目34―13　ハウスことぶきＡ号
破産者　渡邉　正樹
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１２６号
埼玉県鴻巣市笠原1901番地
破産者　植田　一也
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２号
埼玉県和光市白子２丁目19番62号
破産者　安斉美昭こと　安齋　美昭
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
神奈川県座間市入谷４丁目2717番地の２
破産者　稲垣　和子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第９号
新潟県上越市高土町２丁目17番１号
破産者　廣川　桂子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第４３７号
広島市安佐北区口田南９丁目33番16号
破産者　佐竹　宏子
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６８号
広島市西区古江西町９番16―102号
破産者　松村　　誠
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３３号
名古屋市中村区稲西町97番地
破産者　綱木　郁夫
1　破産債権の届出期間　平成25年９月５日まで
2　一般調査期日　平成25年10月31日午前11時
平成25年８月５日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２０号
京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒35番地の２
クラール・ＴＹ302号
破産者　檀上　恭子
1　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
2　一般調査期日　平成25年10月15日午後４時30分
平成25年８月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４１１号
京都市西京区桂市ノ前町119番地　ネバーランド桂506、前住所京都市右京区梅津大縄場町６番地24　アルス京都嵐山501号
破産者　安屋　智司
1　破産債権の届出期間　平成25年９月24日まで
2　一般調査期日　平成25年11月７日午前10時
平成25年８月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
大阪府松原市別所４丁目10番31―103号
破産者　崎園　宏幸
1　破産債権の届出期間　平成25年９月27日まで
2　一般調査期日　平成25年11月14日午前11時30分
平成25年８月５日
大阪地方裁判所堺支部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第３２７６号
大阪府吹田市高浜町10番41号、住民票上の住所大阪市東淀川区菅原２丁目３番４―30号
破産者　萱原　潤一
1　期日　平成25年９月18日午後３時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２５号
山口県防府市大字田島1452番地の１　市住37棟652号住谷和江方、住民票上の住所山口県防府市大字田島1461番地の３　市住33棟588号
破産者　住谷美智子
異議申述期間　平成25年９月６日まで
平成25年８月５日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第６号
長野県上田市材木町２丁目９番４号
清算株式会社　株式会社クレアール
代表清算人　菊原　敬三
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（ヒ）第１０号
静岡県浜松市北区豊岡町44番地の２
清算株式会社　西部ウエルド株式会社
代表清算人　新田　　清
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

監 督 命 令

平成２５年（再）第４２号
埼玉県戸田市大字新曽2235番地
再生債務者　株式会社アクロス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　高木　裕康
平成25年８月２日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第３６号
北海道白糠郡白糠町庶路甲区６番地577
再生債務者　株式会社釧路丸水
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月８日から平成25年10月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第４０号
東京都北区浮間２丁目11番４号
再生債務者　三登建設株式会社
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年10月９日から平成25年10月16日まで
東京地方裁判所民事第20部